

柳井市都市計画審議会【議事録】

と き 令和7年1月7日（火） 13時30分から14時30分まで
ところ 柳井市役所3階大会議室

（建設部長）

お待たせいたしました。本日はお寒い中、またお忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、柳井市都市計画審議会を開催いたします。初めに、柳井市長がご挨拶申し上げます。

（柳井市長）

それでは改めましてこんにちは。本日、新年早々に、柳井市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、大変お忙しい中、ご参加、ご出席いただきましてありがとうございます。もう年が明けて、お会いさせていただいた方もいらっしゃれば、そうでない方もいらっしゃると思いますので、改めて本年もどうか皆様よろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

なお、本日御審議いただく議案でございますが、柳井都市計画道路の変更についてでございます。柳井都市計画道路の変更につきましては、まず県道柳井玖珂線、こちらの柳井中学入口交差点付近の交通安全事業を、今山口県の方が実施していただいております。それに伴い、都市計画道路の東条線及び境開下馬皿線を変更するというものがまず一つでございます。

さらに、令和3年度に策定をしておりますが、柳井都市計画道路見直し方針に基づきまして、1路線を全線廃止、1路線を一部廃止、3路線を一部変更するというものでございます。

詳しい内容につきましては後ほど事務局の方から説明をさせていただきたいというふうに思います。

なお、柳井玖珂線につきましては、今日も有近県議さん、また柳井土木の河田所長さんにもお越しをいただいておりますが、県の方で事業化していただいて、着々と進めていただいております。

加えてということで、上馬皿～大の口間、この間のいろんな課題についても、知事さんの方も認識していただいているということで、今後も含めて、様々な道路に対する課題がある中で、お二方のみではありませんけれども、皆さんには引き続きのご理解とご協力をいただきますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げまして、冒頭私からのご挨拶とさせていただきます。

本日も活発な御議論、どうかよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

（建設部長）

それでは初めに、本日の配付資料の確認をいたしたいと存じます。資料は3種類ございま

す。1つ目は、右上に「資料編」と記載されたもので、議事次第や席次表、委員名簿でございます。2つ目は、事前にご送付いたしました議案書A4判横の冊子でございます。お持ちでない方は後ほどお申し出いただければご用意いたします。3つ目は、本日配付しました、右上に「議事資料」と記載されたもので、本日の議案の説明資料です。ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、発言の際は、お手元のマイクを使っていただき、発言が終わりましたら、スイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

本日の議事は、「資料編」にございます議事次第のとおりでございます。全体の会議の終了時刻は15時を予定させていただいております。

それでは、議事次第の「2. 委員の紹介」に移らせていただきます。資料編の2ページ目でございます、委員名簿の順にご紹介させていただきます。

最初に、山口県議会議員の有近委員でございます。

(有近委員)

よろしくをお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、山口大学非常勤講師の村上委員でございます。

(村上委員)

よろしくをお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市農業委員会会長の宮本委員でございます。

(宮本委員)

よろしくお願ひします。

(建設部長)

続きまして、前柳井商工会議所専務理事の下村委員でございます。

(下村委員)

下村でございます。どうぞよろしくお願ひします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の君国委員でございます。

(君国委員)

君国でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の坂ノ井委員でございます。

(坂ノ井委員)

坂ノ井でございます。どうぞよろしく願いします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の藤沢委員でございます。

(藤沢委員)

藤沢でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の三島委員でございます。

(三島委員)

三島です。どうぞよろしく願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井警察署長の井上委員でございますが、本日は代理として、椋木交通課長にお越しいただいております。

(椋木交通課長)

椋木です。よろしく願いします。

(建設部長)

続きまして、柳井土木建築事務所長の河田委員でございます。

(河田委員)

河田でございます。どうぞよろしく願いします。

(建設部長)

続きまして、柳井農林水産事務所長の桂委員でございます。

(桂委員)

桂です。どうぞよろしく申し上げます。

(建設部長)

続きまして、柳井市母子保健推進協議会の中原委員でございます。

(中原委員)

中原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井商工会議所女性会の福田委員でございます。

(福田委員)

福田でございます。よろしくお願ひいたします。

(建設部長)

なお、1号委員で徳山工業高等専門学校准教授の目山委員と、2号委員で柳井市議会議員の岩田委員でございますが、本日はご都合により欠席でございます。

柳井市都市計画審議会委員は、以上の15名で構成されております。委員の皆様方に、令和8年3月31日まで2年間の任期で本都市計画審議会委員をお願いしているところでございます。

ここで、定足数につきましてご報告いたします。柳井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会の開催に、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は15名中13名の出席をいただいておりますことをご報告いたします。

それでは、2年間の任期の初めての審議会となりますので、まず会長の選出をお願いしたいと存じます。会長の選出方法につきましては、審議会条例第4条第1項の規定により、会長は、学識経験者のうちから委員の選挙によってこれを定めることとされております。また、審議会運営規則第2条第2項におきまして、委員の皆様にご異議がない場合、指名推薦の方法により選出することができることも定められております。事務局としましては、皆様のご異議がないようございましたら、これまでと同様、指名推薦の方法により選出できればと考えておりますが、どなたかご推薦いただけませんか。

(三島委員)

はい。

(建設部長)

三島委員、お願いします。

(三島委員)

私はこれまでの経験といい、また無類の読書家であられます、下村さんを推薦したいと思
います。

(建設部長)

ただいま、三島委員から、1号委員の下村委員を会長に、というご推薦をいただきました
が、皆様方いかがでしょうか。ご異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(建設部長)

よろしいでしょうか。はい。皆様方ご異議がないようでございますので、柳井市都市計画
審議会の会長を、前回に引き続き、下村委員にお願いしたいと存じます。

下村会長にはご挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をお願いしたいと存じます
ので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは下村会長、会長席へのご移動をお願い
いたします。

よろしくお願ひいたします。

(下村会長)

ただいま委員の皆様方のご推薦をいただき、柳井市都市計画審議会会長に就任いたしま
した下村でございます。大変微力ではございますが、与えられたこの大役を精一杯努めてま
いります。審議会の委員の皆様、ご協力いただきまして、この審議会が円滑に進まれますよ
うお願ひしまして、会長の就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(拍手あり)

(下村会長)

それでは、着席させていただきます。

最初に会長職務代理者の件でございますが、審議会条例第4条第3項の規定により、会長
の私から職務代理者を指名させていただきます。職務代理者としては、これまでお務めいた
だいております、宮本委員さんに引き続きお願いしたいと思ひます。宮本委員さんよろしく
お願ひ申し上げます。

(宮本委員)

よろしくお願いいたします。

(下村会長)

続きまして、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。2号委員から三島委員さん、3号委員から河田委員さんをお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。それでは三島委員さん、河田委員さん、よろしくお願いいたします申し上げます。

それでは、議事の審議に入りたいと存じます。本日の諮問議案は、2件でございます。柳井都市計画道路の変更について、それぞれ県決定に関する案件が1件、市決定に関する案件が1件でございます。柳井都市計画道路の変更に関わる議案2件について、一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。事務局の皆様よろしくお願いいたします申し上げます。

(都市計画・建築課長)

柳井市都市計画・建築課長の儀部と申します。それでは私の方から柳井都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。「議事資料」をご覧ください。

この「議事資料」には、議案第1号の山口県決定分と、議案第2号の柳井市決定分の両方が含まれておりますので、一括してご説明させていただきます。それでは、着座にてご説明させていただきます。

2ページをお願いします。説明内容につきましては、初めに「①都市計画道路について」、次に「②交通安全事業に伴う都市計画道路の変更について」、「③都市計画道路見直しに伴う都市計画道路の変更について」をご説明し、最後に「④都市計画変更手続きの経緯」についてご説明いたします。

それではまず初めに、都市計画道路についてご説明いたします。

3ページをお願いします。都市計画道路とは、都市の骨格を形成する重要な都市施設の一つで、円滑な都市交通と、良好なまちづくりを実現するために、昭和43年に制定された都市計画法の第4条及び第11条に基づき、位置付けがされております。

4ページをお願いします。都市計画決定とは、道路などの都市施設について、法に基づいた一定の手続きを経て計画を定めることを言います。施設の規模、内容、性格などによって、都道府県が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれます。国道、県道、自動車専用道路は、都道府県が決定し、その他の道路は市町村が決定します。今回の変更の対象となる都市計画道路は、山口県決定と、柳井市決定のどちらもございます。

5ページをお願いします。都市計画道路の計画区域内では、将来の整備を円滑に行うために、建築物を建てることに対して一定の制限が課せられていることとなります。具体的には、建築物を建築する際に市の許可が必要となります。建築が許可されるものの一例として、都市計画法第54条で定めており、2階以下で地下室がないもの、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など、移転や撤去が容易なものとなります。

6ページをお願いします。次に、交通安全事業に伴う都市計画道路の変更についてご説明いたします。議案第1号の一部でございます。主要県道柳井玖珂線の交通安全事業に関連して、柳井都市計画道路3・5・13東条線の区域を変更し、併せて交差する3・5・9境開下馬皿線の区域を変更するものになっております。議案第1号の議案集は、1ページから10ページまでとなっております。

それでは、各路線の位置及び概要についてご説明いたします。7ページをお願いします。柳井都市計画道路3・5・13東条線は、柳井市古開作字中東条から同市柳井字大立田に至る幹線街路として、昭和33年に都市計画決定がされております。また、柳井都市計画道路3・5・9境開下馬皿線は、柳井市古開作字境開から同市柳井字大立田に至る幹線街路として、昭和33年に都市計画決定がされております。

8ページをお願いします。この度、県道柳井玖珂線の赤色で示す北町交差点から、柳井中学入口交差点までの約240メートル区間で、各交差点に右左折車線の設置や、歩道の拡幅が計画されており、これに関連する範囲において、東条線及び境開下馬皿線の区域の一部を変更するものです。

初めに、都市計画の変更の経緯についてご説明いたします。9ページをお願いします。県道柳井玖珂線は、柳井地域と玖珂地域を結ぶ主要な路線です。特に北町交差点から柳井中学入口交差点の区間は、朝夕通勤時、通学時などの交通が集中する時間帯に、通行車両の滞留が常態化していることが課題となっております。

10ページをお願いします。また、北町交差点から柳井中学入口交差点の間は、歩道が狭い箇所、または歩道がない箇所もあり、特に通勤通学時は学生、児童が車道に飛び出すなど、大変危険な状況となっております。

11ページをお願いします。ここまで説明した、当該区間の様々な交通安全上の課題を踏まえ、北町交差点から柳井中学入口交差点の区間において、各交差点への右左折車線の設置や、区間内の歩道の拡幅などを進めることにより、本地域における交通の円滑化や、安心安全で快適な道路空間を確保することを事業の目的としております。

12ページをお願いします。具体的には、下段に示す通り、各交差点に右折、左折レーンを設置するなどの改良や、歩道の拡幅等を行います。

13ページをお願いします。これらの道路計画は、最新の道路構造基準に基づき、車道や歩道の幅員、交差点の構造などを決定しております。具体的には、柳井中学入口交差点付近では、道路の幅員を約13メートルから約20メートルに拡幅する計画となっております。

14ページをお願いします。これまでご説明した道路構造の見直しに伴い、都市計画の変更を行います。初めに、東条線の変更についてご説明いたします。緑色及び黄色で示す区域が現在の都市計画決定区域です。黄色で示す区域を廃止し、変更後の東条線の区域を緑色と赤色で示しております。スクリーンには県道柳井玖珂線の道路計画の図面を示しており、現在の東条線の区域は、黄色でお示しする範囲となっておりますが、先ほどご説明いたしました右左折車線の設置や、幅員が、歩道の拡幅に伴い、赤色で示している範囲へ変更することとしております。なお、今回の都市計画道路東条線の変更とは直接関係がございませんが、

北町交差点の田布施方面からの右折レーンが設けられます。

15ページをお願いします。次に、東条線と接続する境開下馬皿線についてご説明いたします。こちらにつきましては、東条線の都市計画決定区域等の変更に伴い、黄色でお示しする範囲から、赤色でお示しする範囲に変更することとしております。

16ページをお願いします。続きまして、都市計画の変更の内容について、新旧対照表を用いてご説明いたします。東条線について、延長等の変更はありませんが、右左折車線の設置や、歩道の拡幅に伴い、道路の構造を変更することから、幅員の内訳を変更します。また、本市において、住居表示の変更により、現在は、大字名から「大字」が削除されていることから、位置の表記について起点を「柳井市古開作字中東条」、終点を「柳井市柳井字大立田」、主な経過地を「柳井市柳井」にそれぞれ変更いたします。その他、右側の構造の欄に記載している平面交差の箇所数の変更については、「都市計画道路の見直しに伴う都市計画道路の変更」にてご説明いたします。

17ページをお願いします。次に、境開下馬皿線についてです。東条線の都市計画決定区域等の変更に伴い、境開下馬皿線の区域の延長を変更します。また、東条線と同様に、住居表示の変更により、位置の表記について、起点を「柳井市古開作字境開」、終点を「柳井市柳井字大立田」、主な経過地を「柳井市柳井」にそれぞれ変更いたします。その他、右側の構造の欄に記載する平面交差の箇所数の変更については、「都市計画道路の見直しに伴う都市計画道路の変更」にてご説明いたします。

18ページをお願いします。次に、議案第1号と議案第2号の両方に関わるものとなりますが、都市計画道路の見直しに伴う都市計画道路の変更についてご説明させていただきます。

19ページをお願いします。まず、本市における都市計画道路の現状についてご説明いたします。ご覧いただいているのは、本市で計画している都市計画道路を地図上に示した図面です。赤色のラインが、現在市内において都市計画決定されている都市計画道路を示しており、24路線が計画されております。向地線、土穂石線、樋の上姫田線のそれぞれの全部と、姫田線の一部は既に廃止をしております。今回廃止を予定しているのは、柳町土穂石線の全部と、柳井駅八丁土手線の一部区間です。

20ページをお願いします。これらの都市計画道路の整備状況ですが、長期にわたって未着手の路線も多く存在しており、山口県全体の整備率は、令和4年3月現在で約62%に対し、本市では令和4年3月現在で43%であり、県平均よりも低い状況となっております。

21ページをお願いします。次に、見直しの背景に当たる、都市計画道路の課題となりますが、まず、計画決定から長期間経過したことによる建築制限の長期化が挙げられます。このほか、社会経済情勢等の変化への対応、適切な道路ネットワークの再構築が必要といったことが挙げられます。以上のように、課題を解決するために、都市計画道路の見直しを行う必要がございます。

22ページをお願いします。これは、ただ今説明した、市内全体の都市計画道路の見直し方針です。青色が存続区間、赤色が廃止区間となっております。見直し対象の17路線中、

一部廃止を含む廃止区間が13路線となっております。令和3年度に向地線、土穂石線を廃止、令和5年度に樋の上姫田線及び姫田線の一部を廃止しました。今回廃止を予定している路線は緑色で示した箇所です。今後、この画面で、赤色で表示している残りの都市計画道路も廃止の手続きを予定しております。

23ページをお願いします。ここでは、これまで都市計画道路をどのように見直してきたか、その流れについてご説明いたします。本市では都市計画道路の見直しの検討対象路線は、当時、本市にあった幹線街路23路線のうち、整備済み6路線を除いた17路線としておりました。見直しを行うに当たり、まず見直し基本方針を策定し、見直す際の基準や方針を立て、それに沿って見直し方針を策定しております。今回はその見直し方針に従って、柳町土穂石線、柳井駅八丁土手線、柳井駅門の前線、境開下馬皿線、柳井新庄線の都市計画道路の変更をいたします。

24ページをお願いします。こちらが、都市計画道路の変更のうち、市決定に係る部分の位置図です。黄色い線の2路線がこの度廃止する区間を示し、赤色の部分は一部変更する箇所をお示ししております。

25ページをお願いします。こちらが都市計画道路の変更のうち、県決定に係る部分を示した図面です。赤色の部分は一部変更する箇所を示しております。

それでは見直しの内容についてご説明いたします。27ページをお願いします。まず廃止対象ですが、黄色の線で描かれたラインです。柳町土穂石線は全線廃止、柳井駅八丁土手線は整備されていない区間を廃止します。いずれも、市が都市計画変更します。柳井駅八丁土手線は、終点の位置が変更になることから、名称を変更し、柳井駅境開線とします。

28ページをお願いします。こちらは市決定の路線です。柳町土穂石線は全線廃止に伴い、交差点部分を変更します。交差点部分は直線でつなぎます。柳井市町並み資料館の部分は、道路以外の部分が都市計画決定されておりますので、道路部分に合わせて変更を行います。

29ページをお願いします。境開下馬皿線です。こちらは、県道柳井周東線ですので、県決定路線です。柳町土穂石線の全線廃止に伴い、交差点の構造を変更いたします。都市計画道路が整備されている樋の上交差点の南側までは整備済みのラインとし、これから、現在の都市計画決定のラインにつなぎます。

30ページをお願いします。柳井新庄線です。こちらは、県道光柳井線ですので、県決定路線です。柳町土穂石線の全線廃止に伴い、柳井新庄線の終点部分の形状を変更いたします。都市計画道路柳町土穂石線のラインを終点としておりましたが、今回の廃止により、現在の市道との交差部分までといたします。

31ページをお願いします。続いて、都市計画の変更内容について、新旧対照表を用いてご説明いたします。まず市決定部分ですが、一番上の柳井駅門の前線は、計画書上の変更はございませんが、都市計画道路の区域が変更となります。次にその下、柳井駅八丁土手線は、未整備区間の廃止ですので、終点の位置、主な経由地、延長、平面交差の箇所数を変更し、路線名を柳井駅境開線に変更いたします。一番下の段、柳町土穂石線は、全線廃止ですので、表のような形となります。

32ページをお願いします。次に県決定部分ですが、柳井新庄線は終点の位置、主な経由地、平面交差の箇所数を変更いたします。境開下馬皿線は、終点の位置、主な経由地、延長、平面交差の箇所数を変更いたします。

最後に、「④都市計画変更の手続きの経緯」についてご説明いたします。34ページをお願いします。

まず、都市計画の変更に関わる素案の縦覧についてですが、35ページをお願いします。変更対象6路線の素案の縦覧を令和6年10月11日から11月12日まで行いました。また、説明会を令和6年10月21日に2回、柳井市文化福祉会館にて開催しており、所定の期間内の公述の申出はございませんでした。

次に、案の縦覧についてです。37ページをお願いします。令和6年12月3日から2週間行い、意見書の提出はございませんでした。

38ページをお願いします。本日の柳井市都市計画審議会においてご審議いただいておりますが、県決定分については、本日の審議会での意見をもとに、市が山口県に対し意見を述べた上で、山口県都市計画審議会にて審議をいただくことになっております。市決定分については、本日の審議会において審議をいただくことになっております。市、県の両方の都市計画審議会を経た後、市、県が同日に決定告示を行うこととしております。

以上で、柳井都市計画道路の変更についてのご説明を終わります。

(下村会長)

ありがとうございました。ただ今説明のありました第1号議案及び第2号議案につきまして、ご質疑がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

(三島委員)

はい。

(下村会長)

三島委員さん。

(三島委員)

14ページの3・5・13東条線の変更についてなのですが、この部分は田布施方面から東条線方面に、これはもうずいぶん昔から信号が変わるのが、なかなか田布施方面から東条線に行くには、まっすぐ行くにも右に曲がるのも難しかったところで、今回はこういう感じで広げていらっしゃるのですが、ここで言うべきことではないかもしれませんが、信号機の、いわゆる右折専用の、一応赤になって右折専用を作らないと、交通渋滞は、最近では車少ないですけど、前はもう本当に、行列になってなかなか進まなかったという状況があります。そういうことも織り込み済みでしょうか。伺います。

(都市計画・建築課長)

はい。

(下村会長)

はい。課長よろしく申し上げます。

(都市計画・建築課長)

今ご質問の市道北部柳井田布施線のちょうど接続部分だと思うのですが、こちらの方は、今、現況としましては、右折レーンがなく、かなり右折の車両がいた場合は、車が渋滞し、それが常態化しております。そのあたりは、今回県の方で整備をいただく交通安全事業によって、右折レーンも設けられます。きちんと右折レーンをとることによって、直進車がスムーズに通ることが可能になりますし、また、今後整備する中で、信号機とかの設定については、どうしても公安委員会とか警察の関係になってしまうのですが、その辺の現地の状況も十分承知しておりますので、今後の整備の中でそういった部分も協議を行い、そのあたりを解消するように進めてまいりたいと思っております。以上です。

(下村会長)

その他ございませんでしょうか。

(藤沢委員)

はい。

(下村会長)

はい。

(藤沢委員)

今の三島さんの質問に関連するのですが、田布施の方面から来た時に、右折レーンが設けられるようになっているのですけれども、右折レーンの長さはどれくらいになるのですか。30メートルくらいですか。今回とは関係ないのかもしれませんが、どれくらいで予定されているのでしょうか。逆に言えば、幅があればできると思うのですけれども。

(下村会長)

事務局の方から説明をお願いします。

(都市計画・建築課長)

はい。北部柳井田布施線の右折レーンの滞留長といたしましては、約30mを計画しております。以上です。

(藤沢委員)

はい。30mというと、だいたい6台か7台分ぐらいですか。

(下村会長)

はい。お願いします。事務局お願いします。

(都市計画・建築課長)

車両については6台程度になろうかと思えます。

(下村会長)

藤沢委員さん、よろしゅうございますか。はい。ほかにございますか。

(君国委員)

はい。

(下村会長)

君国委員さんお願いします。

(君国委員)

都市計画の見直しで、特に中央部の本橋から左側の方にグリーンの線がありますね。それが2本ほど見直しになっているのですね。やっぱりこれもぜひ1本残さないと、皆さんが柳井に来られても複雑で、柳井の町のどこにどういったらいいのか訳が分からない。1本いったらすつと行ける、目的地に行けるような道路が欲しいというのがあるのですね。特に西から来たときには柳井の町にはどうやって入ろうか。行ったり来たり行ったり来たりでいろいろ右往左往しなければならない。そして特に宝来橋から上の方が輻輳。サンビームやないから体育館の方まではスムーズにいけるのですが、今度はそれから西の方に行くのには、柳西橋を通るのか、あちらの方に行くのか。どっちみち3つも4つも分かれておまして、また右に行くのだったら柳井川を通過して右の方に行く。そしてもっと左の方に行く。そしてまた東条大橋から右に行ったら、今度は小さい道路ばかり。昔ながらの道路になっていると思うのですよね。それを抜ける道路するのが全然ない。そのためには、今やとるのも1本ほど残さないと、皆廃止、廃止であったら困るし、特に中央部の方がなんか、駅通りに来ても、どういうふうに行ったらいいのか。右に行ったらいいのか、左に行ったらいいのか。そういうようなことがわかりにくいのですが、その辺の解決方法というのはいかがなものか。

(都市計画・建築課長)

はい。

(下村会長)

はい、課長お願いします。

(都市計画・建築課長)

今回の都市計画道路の廃止については、多分、今議員さん言われたのが、特に柳町土穂石線のことだと思うのですが、こちらについてはかなり家も建ち並んでおりまして、既存の市道の道路幅員についてもかなり狭い状況でございます。

また車両が通行する際には、柳井川のところでも車両の離合がなかなか難しいように思われます。市としましては、今後沿道で空き地が発生した場合には、その土地の買収を行い、部分的な拡幅を行うことなどで検討してまいりたいと考えております。

今後の通行の安全性の確保や利便性の向上が図れるように、道路整備については今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

(下村会長)

君国委員さん、よろしゅうございますか。

(君国委員)

それと今その計画をしていらっしゃるんですが、だいたい見込みの完成予定はどのぐらいになっておりますでしょうか。

(下村会長)

事務局よろしくをお願いします。

(都市計画・建築課長)

今後については、都市計画道路は廃止を行いまして、その後市道整備ということで、市道の方でそういった部分的な待避所を広げていきながら、道路をつなげていくような手法を取っていくことになろうかと思いますが、まだ今現在の都市計画道路の廃止を行っている段階でございまして、今後についてはまだ検討を行っていく必要がありますので、しばしかかろうかと思えます。以上です。

(君国委員)

はい。それぞれの箇所、また用地交渉といろんな予算のことも大変でございましょうが、もう少しテンポを上げていただくように、頑張っていただきたいように思います。もう私も80歳になりました。あと5年10年経つと昇天しておりますので、もうちょっと早めに、

私が生きている間に、あの場所も良くなった、この場所も良くなった、そこで皆さんの交通の便も良くなったよと、市民の皆さんが、便利が良くなるように、全力を挙げて頑張っていると思いますし、きのうの首相の談話にもやっぱり、それぞれの幸せっていうのを考えているし、そのためには職員が一生懸命頑張らないといけないのではないかという話も出ておりますが、ぜひ皆さん方、優秀な職員ばかりでございますので、ちょっとテンポを早めにお願ひしたいと思ひます。

(下村会長)

はい。君国委員さん、よろしゅうございますか。

(三島委員)

はい。

(下村会長)

はい、それでは三島委員さん。

(三島委員)

君国委員さんのお話の続きになるのですけれども。私が議員になる前ですから20年以上前なのですけれども、柳井警察署の署長の奥さんのところに、各県内の署長の奥さんが来て、白壁の町並みに行きましようと言って車に乗っていたけど、たどり着けなかったという話がありました。ただし、今は、サイン計画がきちっとしているのです、どこで曲がったらいいかはありますから、当然やられると思ひますけれども、都市計画の変更とともに、サインをきちっとしていただければ、多分たどり着けるかなと思ひますが、そういうのは、織り込み済みでございませうか。

(下村会長)

事務局の方からご説明をお願いします。

(都市計画・建築課長)

サイン整備については、以前から整備を行っておりますが、随時、施設ができるごとにサインも更新を行っているところでございます。最近では翠が丘防災運動公園とか、みどりが丘図書館を整備しておりますので、その辺りのサイン整備ということも現在取り組んでいるところでございます。サイン整備については今後とも取り組んでまいりたいと思ひております。以上です。

(下村会長)

三島委員さん、よろしいでしょうか。

(三島委員)

はい。

(下村会長)

ほかにご意見ございませんでしょうか。

(村上委員)

はい。

(下村会長)

村上委員さん、どうぞ。

(村上委員)

参考までに教えていただきたいのですが、資料の10ページのところに、柳井中学入口交差点～北町交差点で、現状歩道が狭い、歩道がないということで、中学生が自転車で通学する際に通行しにくいとか危険があつて、これが今回の整備で改善されるということなのですが、交差点での整備の後、歩車分離とか普通に東西南北というふうに信号を切り替えて、歩行者と自転車が渡るような形になるのか、その辺の予定とか計画とか何か分かったら教えていただきたいです。参考までに。

(下村会長)

ありがとうございます。事務局の方から説明することがございましたらお願いします。

(都市計画・建築課長補佐)

はい。今回柳井中学入口交差点から北町交差点の間については、幅員が今、ほぼ歩道の幅員がないところもあり、狭いところもあるのですが、今回の都市計画道路の変更によりまして、自転車歩行者道として幅員が3.5mということで予定をしております。交差点の信号の切り替わり等については、今後警察等との協議をしながら改善を図りたいというふうに考えております。以上です。

(下村会長)

よろしゅうございますか。はい。ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(藤沢委員)

度々すみません。県道のところの東条線なのですが、これは道路拡幅するということで、立ち退きの家が何件か出るのだらうと思います。

私は小学校の時に実際立ち退きになりました。大変なのですよね。土地を探して家を建てて。どっこも一緒なのだろうと思いますが、ちょっとかかったぐらいでは、土地が取られただけで、例えば駐車場がなくなるとかですね、非常にあと住むのに難しくなってしまうのですよね。これはできるかどうか分かりませんが、かかるのであれば、全部取っていただいてあげた方が、家を持っていらっしゃる方にとってはいいのではないかなというふうなことを、実は懸念をしております、どこの事業をされてもそんなことで半分ずつかかるとか、そのようなことになってしまうと、両方が、何か不幸とは言いませんけど、まずいような感じになるので、できれば、どちらかに寄ったような形で、もう変えられないかもしれませんが、こっち側はもうかからなくて退かなくていい、反対側は全部家が引っかかって立ち退きになるというような形が取れば一番いいなというふうに、家の持っていらっしゃる方はそう思わない方もいらっしゃるかもしれませんが、できたらそのような形であげたらいいのかなというふうに思っております。

(下村会長)

はい。事務局の方で何かご回答があれば。

(都市計画・建築課長)

はい。

(下村会長)

はい。

(都市計画・建築課長)

今回の交通安全事業につきましては、どうしても既存の道路を改良するという事で、柳井中学入口交差点の和田橋と、あと北町の交差点の位置が決められているということで、どうしても中心線というものが決まっておりますので、左右広げて道路をつくるような形で、また、今回自転車歩行者道を追加し、幅員も広がりますので、やはり左右にどうしても広がるような用地買収の事業区間というか、事業範囲となります。実際のところ、どれだけ土地がかかるかというところもございしますが、例えば残地が少なく、残りの土地が少なく不整形な土地が残った場合というのは、また残地補償とかそういった補償の仕方もいろいろございます。地元の方には事業に協力していただくことになろうかと思っております。公共補償で、ルールに従ってしか補償はできませんが、その辺りもちょっと理解していただけるように、地元にご説明をしていくように考えております。以上です。

(下村会長)

藤沢委員さん、よろしゅうございますか。

ほかにご意見がございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご意見がないようでしたら、採決に入ろうと思いますが、皆さんよろしゅうございますか。はい。

採決は、議案第1号と議案第2号について別々に行います。それでは議案第1号につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(下村会長)

ありがとうございます。全員賛成でございます。議案は、出席議員の過半数をもって決することになっておりますので、議案第1号は承認されました。

続きまして議案第2号の採決を行います。議案第2号につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。

(君国委員以外は挙手)

(下村会長)

君国さんは上げられないと。わかりました。賛成多数でございます。議案第2号は承認されました。

承認されました議案につきましては、市長宛てに速やかに答申することといたします。

本日の議事は以上でございますが、その他、委員の皆様から何かございますか。ご意見があれば挙手を。はい。君国委員さんどうぞ。

(君国委員)

非常に見直すとか、色々なことは一生懸命やっつけようと思っておりますが、やはり、見直しとかやめるというのばかりでなくて、この道路があるがために、右折左折が非常に難しいとかいうのがあるのですよね。そういうところもぜひ研究されてもらって、ぜひここだけが計画にあるようにやってほしいとかいうですね、そういう事もぜひ欲しいと思うのですね。それをやりながら、今図書館ができたり、サンビームやないがあったり、学校教育があったり、いろんなあの辺に文化施設ができておりますが、それに行く道路が非常に狭隘でございます。本当にどこに行ったらいいのか訳が分からない。ぜひその辺もぜひ執行部の方としても検討してほしいように要望しておきます。

(下村会長)

はい。事務局の方で何かご回答があれば。特にないようでしたら、君国さんありがとうございました。

その他ございませんでしょうか。特にご意見がないようですので、以上で審議を終了いたします。円滑な議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。厚く御礼申し

上げます。ここで終了させていただきます。

(建設部長)

下村会長、ありがとうございました。また、皆様大変お疲れさまでございました。なお、本審議会委員の任期は、冒頭申し上げました通り、来年3月末日となっております。令和7年度も、この冬時期にこの都市計画審議会を開催する予定としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして柳井市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆様、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。